



全議 K 第 5 号

令和 4 年 8 月 23 日

各市区議会事務局長 殿

全国市議会議長会

事務総長 橋本 嘉一

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書について(照会)

平素より、全国市議会議長会の運営に関しまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出等について(平成28年10月24日 全議K第7号)」「厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の提出について(平成30年7月20日 全議K第7号)」「厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の採択及び地元国会議員に対する要望活動について(令和元年6月27日 全議K第3号)」及び「厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の採択等について(令和元年9月17日 全議K第9号)」にてご依頼申し上げました件については、令和4年4月8日時点で373市区議会に意見書を可決いただいたところでございます(別紙参照)。

つきましては、その後の令和4年6月定例会等における可決状況を再度確認いたしたいと存じますので、前回の照会(令和4年4月4日)以降に貴議会において意見書を可決した場合は、別紙「厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書(再照会)」についてご回答くださるようお願いいたします。

なお、既に意見書の写し等をご送付いただいている場合につきましても、改めてご回答願います。

記

1 送付資料

- (1) 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の可決状況
- (2) 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書(再照会)

2 回答方法

電子メールまたはFAXによりご回答願います。

【電子メール】nenkin@si-gichokai.gr.jp

【FAX】03-3222-0658

3 回答期限

令和4年8月26日(金)

【問合せ先】

全国市議会議長会 千葉・遠藤・三関^{みせき}
TEL 03-3262-2302 FAX 03-3222-0658
nenkin@si-gichokai.gr.jp

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の可決状況

令和4年4月8日現在

部会名	都道府県名	全市区数	可決市区数	可決市区名
北海道 (35/32)	北海道	35	32	札幌、小樽、旭川、室蘭、釧路、帯広、北見、岩見沢、夕張、網走、留萌、苫小牧、稚内、美唄、芦別、赤平、江別、士別、紋別、名寄、三笠、根室、千歳、砂川、歌志内、深川、登別、恵庭、伊達、北広島、石狩、北斗
東北 (77/38)	青森県	10	10	弘前、青森、八戸、黒石、五所川原、十和田、三沢、むつ、つがる、平川
	岩手県	14	1	奥州
	宮城県	14	8	石巻、塩竈、気仙沼、角田、多賀城、岩沼、栗原、富谷
	秋田県	13	3	由利本荘、大仙、仙北
	山形県	13	10	山形、米沢、酒田、新庄、寒河江、上山、村山、東根、尾花沢、南陽
北信越 (69/36)	福島県	13	6	福島、いわき、白河、喜多方、田村、伊達
	新潟県	20	8	長岡、上越、三条、柏崎、十日町、妙高、阿賀野、魚沼
	富山県	10	1	黒部
	石川県	11	11	金沢、七尾、小松、輪島、珠洲、加賀、羽咋、白山、かほく、能美、野々市
	福井県	9	5	福井、越前、大野、勝山、あわら
関東 (216/71)	長野県	19	11	長野、松本、諏訪、小諸、伊那、駒ヶ根、大町、茅野、塩尻、佐久、千曲
	東京都	49	8	八王子、府中、調布、町田、狛江、北、荒川、葛飾
	神奈川県	19	4	横浜、川崎、相模原、南足柄
	山梨県	13	5	韭崎、北杜、上野原、山梨、甲州
	茨城県	32	22	水戸、土浦、古河、結城、龍ヶ崎、下妻、常総、常陸太田、高萩、笠間、取手、鹿嶋、潮来、那珂、筑西、坂東、稲敷、神栖、行方、桜川、鉾田、小美玉
	栃木県	14	10	宇都宮、足利、栃木、鹿沼、小山、真岡、大田原、矢板、さくら、下野
	群馬県	12	1	館林
	埼玉県	40	14	さいたま、熊谷、行田、加須、本庄、東松山、春日部、羽生、鴻巣、上尾、桶川、北本、坂戸、幸手
東海 (96/34)	千葉県	37	7	千葉、松戸、市原、鴨川、南房総、山武、いすみ
	静岡県	23	2	静岡、御殿場
	愛知県	38	15	豊橋、岡崎、半田、豊川、津島、豊田、安城、西尾、江南、稲沢、東海、愛西、清須、北名古屋、弥富
	三重県	14	6	四日市、桑名、尾鷲、亀山、熊野、いなべ
近畿 (111/25)	岐阜県	21	11	大垣、関、中津川、羽島、瑞浪、恵那、各務原、山県、瑞穂、本巣、海津
	大阪府	33	3	吹田、河内長野、門真
	京都府	15	7	福知山、舞鶴、綾部、宮津、亀岡、八幡、南丹
	滋賀県	13	1	湖南
	兵庫県	29	5	相生、豊岡、たつの、南あわじ、朝来
	奈良県	12	7	大和郡山、天理、橿原、御所、生駒、香芝、葛城
中国 (54/32)	和歌山県	9	2	和歌山、有田
	鳥取県	4	2	鳥取、境港
	島根県	8	4	松江、出雲、安来、雲南
	岡山県	15	9	岡山、津山、笠岡、井原、新見、備前、真庭、美作、浅口
	広島県	14	9	尾道、呉、三次、庄原、竹原、東広島、廿日市、安芸高田、江田島
四国 (38/25)	山口県	13	8	下関、宇部、山口、防府、岩国、長門、柳井、美祢
	徳島県	8	3	徳島、吉野川、阿波
	香川県	8	7	高松、丸亀、坂出、善通寺、観音寺、さぬき、三豊
	愛媛県	11	9	松山、今治、宇和島、八幡浜、新居浜、西条、四国中央、伊予、西予
九州 (119/80)	高知県	11	6	高知、宿毛、安芸、室戸、南国、香南
	福岡県	29	11	北九州、久留米、飯塚、嘉麻、行橋、中間、糸島、古賀、うきは、宮若、那珂川※
	佐賀県	10	7	唐津、鹿島、伊万里、鳥栖、多久、小城、嬉野
	長崎県	13	10	長崎、佐世保、大村、松浦、対馬、壱岐、五島、西海、雲仙、南島原
	熊本県	14	13	八代、人吉、荒尾、水俣、玉名、山鹿、天草、菊池、宇土、上天草、宇城、阿蘇、合志
	大分県	14	13	大分、別府、中津、日田、佐伯、臼杵、竹田、豊後高田、杵築、宇佐、豊後大野、由布、国東
	宮崎県	9	4	宮崎、日向、串間、えびの
	鹿児島県	19	14	鹿児島、薩摩川内、鹿屋、奄美、いちき串木野、阿久根、指宿、伊佐、南さつま、霧島、西之表、垂水、曾於、志布志
沖縄県	11	8	那覇、石垣、宜野湾、名護、豊見城、うるま、宮古島、南城	
合計		815	373	

※福岡県那珂川市については、平成28年12月に那珂川町議会として意見書を可決したもの